

“倒産・解雇などによる離職” や
“雇い止めなどによる離職” をされた方へ



平成22年度から 非自発的失業者に係る 国民健康保険税が軽減されます

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間
において、

- ① 雇用保険の特定受給資格者
(例：倒産・解雇などによる離職)
 - ② 雇用保険の特定理由離職者
(例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

今回の軽減では、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業者は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※平成21年度分は対象となりませんのでご了承ください。

軽減を受けるには？

軽減を受けるには役場に来庁のうえ、申告が必要です。

また、申告には雇用保険受給資格者証と印鑑が必要となります。

※制度の詳しい説明は、右記までお問い合わせください。

問い合わせ先

【制度に関すること】	住民生活課	☎73-1415
【税額に関すること】	税務課	☎73-1413